R４年度　公文書開示（２月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条								非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
1	R5.1.30	R5.2.7	大江戸線リアクションプレート検査点検委託（契約番号：03-28023）の委託総括書、種別内訳書、代価明細表	18	1														交通局建設工務部保線課
2	R5.1.30	R5.2.13	（１）発令通知書 （２）管理監督者への人事管理上の措置に係る通知文 ※令和４年１月２６日、同年３月２９日、同年６月１５日、同年９月２０日及び同年１２月２７日ホームページ公表分	52		1					1								発令通知書及び管理監督者への人事管理上の措置に係る通知文の氏名及び所属は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することが出来る情報であるため、現に公にされている情報を除き、東京都情報公開条例第７条２号に該当する。 また、管理監督者への人事管理上の措置に係る通知文のうち事故の内容及び措置を受ける理由の一部は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できる可能性のある情報又は被処分者にとって通常他人に知られたくない情報であって、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報であるため、現に公にされている情報を除き、東京都情報公開条例第７条２号に該当する。	交通局職員部人事課
3	R5.1.30	R5.2.13	令和４年１２月２７日ホームページ公表分のうち、次の事故に係る懲戒処分等の通知 １　バス乗務中における携帯電話の所持 （１）懲戒処分の内容等 イ　管理監督者　①　副参事　口頭注意					1												交通局職員部人事課
4	R5.1.30	R5.2.13	令和４年９月２０日ホームページ公表分のうち、次の事故に係る人事管理上の措置に係る通知文 ７　バス終点停留所における車内点検不実施 （１）懲戒処分の内容等 イ　管理監督者　副参事　口頭注意	1		1					1								氏名及び所属は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため、東京都情報公開条例第７条第２号に該当する。 また、事故の内容及び措置を受ける理由の一部は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できる可能性のある情報又は被処分者にとって通常他人に知られたくない情報であって、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報であるため、現に公にされている情報を除き、東京都情報公開条例第７条２号に該当する。	交通局自動車部管理課
5	R5.1.30	R5.2.13	「バス運行管理システム　運行監視用パソコンほか」契約（29交自第1317号）の請求書	2		1						1	1		1				１　請求書に押印されている印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第７条第４号に該当） ２　請求書に記載された振込口座は、契約先事業者が使用する銀行口座に関する情報であり、この情報は取引先等の限られた一定範囲の者にのみ明らかにしている内部管理情報である。したがって、公にすることにより、契約事業者の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （東京都情報公開条例第７条第３号に該当） ３　請求書の内訳書に記載された単価及び金額は、その金額を提示した企業の経営上、営業戦略上の重要な情報である。これらの情報が競業他社等に提供されると他社は価格交渉の資料としたり、自らの見積りを調整したりして、営業戦略上有利に立つ可能性があり、当該企業がその後の事業活動において不利な立場に置かれることになるため。 （東京都情報公開条例第７条第３号に該当） ４　請求書の内訳書に記載された単価は、事前又は事後の公表を行っておらず、これを開示した場合、以後の類似の契約案件において予定価格を類推され、見積会社の思惑等により、見積金額の高止まりを招く等、公正な入札等の遂行に支障を来すおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第７条第６号に該当）	交通局自動車部管理課
6	R5.1.30	R5.2.13	東京都交通局自動車部南千住営業所日暮里操車場事務室に設置されていたＰＣ端末について、 （１）交換した月日・経緯の分かる文書。 （２）交換にかかった人数・時間が分かる文書。 （３）「本体パソコンの交換理由」が記載された文書、または、違法操作が行われていたことが分かる文書。					1												交通局自動車部管理課
7	R5.2.1	R5.2.14	馬込車両検修場分区庁舎大規模改修及び西馬込駅旧乗務区庁舎改修工事施工体系図	1	1														交通局建設工務部建築課
8	R5.2.1	R5.2.14	三田線西台駅屋根防水改修工事　施工体系図兼（安全衛生※）協議会組織図	1		1					1								当該公文書に記載された監督員等の氏名は、現在公にされておらず、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため （東京都情報公開条例第７条第２号に該当）	交通局建設工務部建築課
9	R5.2.8	R5.2.14	浅草線浅草駅連絡通路出入口新設に伴う土木・建築その他設計委託設計内訳書	171	1														交通局建設工務部計画改良課
10	R4.12.23	R5.2.15	大江戸線青山一丁目駅エレベーター設置土木・建築その他工事に係る土木工事内訳書、建築その他工事内訳書、設計図面集、特記仕様書、入札公告兼入札説明書及び質問回答書	992	1														交通局建設工務部計画改良課
11	R4.12.23	R5.2.15	大江戸線青山一丁目駅エレベーター設置土木・建築その他工事に係る見積書及び単価決定簿	627		1													１　見積価格はその価格を提供した会社の経営上の情報であり、公になれば他の会社に経営上の情報が知らされることになり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （東京都情報公開条例第７条第３号に該当） ２　採用金額算出に係る部分を開示した場合、見積会社の思惑等により、見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため。 （東京都情報公開条例第７条第６号に該当） ３　社印又は代表社員の印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第７条第４号に該当） ４　見積会社の担当者のメールアドレスは、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 また、この情報は取引先等の限られた一定範囲の者のみに明らかにしている内部管理情報であり、公にすることにより契約先事業者の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （東京都情報公開条例第７号第２号及び３号に該当）	交通局建設工務部計画改良課
12	R4.12.23	R5.2.15	大江戸線青山一丁目駅エレベーター設置土木・建築その他工事に係る機械器具調書及び材料品調書					1											交通局建設工務部計画改良課
13	R4.12.23	R5.2.15	新宿線一之江駅エレベーター設置及び耐震補強土木・建築その他工事に係る土木工事内訳書、建築その他工事内訳書、特記仕様書、入札公告兼入札説明書及び質問回答書	904	1														交通局建設工務部計画改良課
14	R4.12.23	R5.2.15	新宿線一之江駅エレベーター設置及び耐震補強土木・建築その他工事に係る見積書,単価決定簿、資材価格特別調査結果及び設計図面集	673		1													１　見積価格はその価格を提供した会社の経営上の情報であり、公になれば他の会社に経営上の情報が知らされることになり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （東京都情報公開条例第７条第３号に該当） ２　採用金額算出に係る部分を開示した場合、見積会社の思惑等により、見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため。 （東京都情報公開条例第７条第６号に該当） ３　社印又は代表社員及び受託者の印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第７条第４号に該当）	交通局建設工務部計画改良課
15	R4.12.23	R5.2.15	新宿線一之江駅エレベーター設置及び耐震補強土木・建築その他工事に係る機械器具調書及び材料品調書					1											交通局建設工務部計画改良課
16	R4.12.23	R5.2.15	新宿線神保町駅エレベーター設置土木・建築その他工事に係る土木工事内訳書、建築その他工事内訳書、特記仕様書及び質問回答書	532	1														交通局建設工務部計画改良課

17	R4.12.23	R5.2.15	新宿線神保町駅エレベーター設置土木・建築その他工事に係る見積書、単価決定簿及び設計図面集	404		1					1	1	1		1				１　見積価格はその価格を提供した会社の経営上の情報であり、公になれば他の会社に経営上の情報が知らされることになり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （東京都情報公開条例第７条第３号に該当） ２　採用金額算出に係る部分を開示した場合、見積会社の思惑等により、見積金額の高止まり招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため。 （東京都情報公開条例第７条第６号に該当） ３　社印又は代表社員の印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第７条第４号に該当） ４　見積会社の担当者のメールアドレスは、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 また、この情報は取引先等の限られた一定範囲の者のみに明らかにしている内部管理情報であり、公にすることにより契約先事業者の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （東京都情報公開条例第７条第２号及び３号に該当） ５　設計図面集に記載された設備の名称は、公にすることにより、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第７条第４号に該当）	交通局建設工務部計画改良課
18	R4.12.23	R5.2.15	新宿線神保町駅エレベーター設置土木・建築その他工事に係る機械器具調書、材料品調書及び入札説明書					1												交通局建設工務部計画改良課
19	R4.12.23	R5.2.15	三田線春日駅エレベーター設置土木・建築その他工事に係る土木工事内訳書、建築その他工事内訳書、特記仕様書	290	1															交通局建設工務部計画改良課
20	R4.12.23	R5.2.15	三田線春日駅エレベーター設置土木・建築その他工事に係る設計図面集	105		1							1						設計図面集に記載された設備の名称は、公にすることにより、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第７条第４号に該当）	交通局建設工務部計画改良課
21	R4.12.23	R5.2.15	三田線春日駅エレベーター設置土木・建築その他工事に係る機械器具調書、材料品調書、F単価算出根拠（見積書、見積承認書）、入札説明書、工事質問回答書					1												交通局建設工務部計画改良課
22	R5.1.10	R5.2.15	契約番号：29-10198 件名：大江戸線青山一丁目駅エレベーター設置土木・建築その他工事 上記工事の土木工事内訳書、建築その他工事内訳書、数量計算書、工程表	834	1															交通局建設工務部計画改良課
23	R5.1.10	R5.2.15	契約番号：29-10198 件名：大江戸線青山一丁目駅エレベーター設置土木・建築その他工事 上記工事の見積書及び単価決定簿	627		1					1	1	1		1				１　見積価格はその価格を提供した会社の経営上の情報であり、公になれば他の会社に経営上の情報が知らされることになり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （東京都情報公開条例第７条第３号に該当） ２　採用金額算出に係る部分を開示した場合、見積会社の思惑等により、見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため。 （東京都情報公開条例第７条第６号に該当） ３　社印又は代表社員の印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第７条第４号に該当） ４　見積会社の担当者のメールアドレスは、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 また、この情報は取引先等の限られた一定範囲の者のみに明らかにしている内部管理情報であり、公にすることにより契約先事業者の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （東京都情報公開条例第７条第２号及び３号に該当）	交通局建設工務部計画改良課
24	R5.1.10	R5.2.15	契約番号：29-10198 件名：大江戸線青山一丁目駅エレベーター設置土木・建築その他工事 上記工事の機械器具調書、材料品調書、個別登録単価一覧、単価特別調査結果					1												交通局建設工務部計画改良課
25	R4.12.21	R5.2.17	東日本旅客鉄道株式会社が定め東京都交通局が保有する次の各規則類 （１）連絡運輸管理規程 （２）旅客連絡運輸規則 （３）旅客連絡運輸取扱基準規程別表	69	1															交通局電車部営業課
26	R4.12.21	R5.2.17	１　東日本旅客鉄道株式会社が定め東京都交通局が保有する次の各規則類 ・旅客営業取扱基準規程 ２　４交電車第９６３号において開示された、旅客連絡運輸取扱基準規程について、平成２６年９月１日、令和４年１２月２１日までの間に改定された箇所、及びその内容が分かる一切の文書（新旧対照表）					1												交通局電車部営業課
27	R5.2.7	R5.2.21	建設工務で情報公開請求が不受理になったことがわかる手続集					1												交通局建設工務部管理課
28	R5.2.7	R5.2.21	大江戸線六本木駅エレベーター点検報告書 （請求日から2022年１月12日までに作成したもの。）	13		1					1		1						１　当該公文書に記載された業務責任者等の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 （東京都情報公開条例第７条第２号に該当） ２　当該公文書に押印されている印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第７条第４号に該当）	交通局建設工務部建築課
29	R5.2.7	R5.2.21	１　大江戸線六本木駅エレベーター点検報告書 （請求日から2022年１月12日以前のもの。） ２　大江戸線六本木駅エレベーターの部品保管数の台帳					1												交通局建設工務部建築課
30	R5.2.7	R5.2.21	維持保全業務標準仕様書（令和元年５月版）																インターネットの利用により公表を行っている情報と同一の情報が記載された文書であるため。 （東京都情報公開条例第18条第２号）	交通局建設工務部建築課
31	R5.2.9	R5.2.21	交通局自動車部で契約する自動車賠償責任保険 ・令和４年度　乗合自動車等保険料算出計算書 ・一般自動車保険　保険契約明細書 ・自動車保険証券付属明細書 ・一般自動車保険　保険契約明細書 ・賠償責任保険 ・賠償責任保険証券 ・Ｒ４　局有車　一覧表	26	1															交通局自動車部営業課
32	R5.2.9	R5.2.21	交通局自動車部で契約する自動車賠償責任保険 ・自動車保険証券付属明細書 ・自動車保険契約明細書 ・自動車保険証券 ・自動車保険証券付属明細書	8		1													保険証券に押印されている印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第７条第４号に該当）	交通局自動車部営業課
33	R5.2.9	R5.2.21	火災保険証券 賠償責任証券	15		1													保険証券に押印されている印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第７条第４号に該当）	交通局資産運用部資産活用課
34	R5.2.14	R5.2.27	浅草線 月検査予定表、重要部全般検査予定表 三田線 月検査予定表、重要部全般検査予定表 新宿線 月検査予定表、重要部全般検査予定表 大江戸線 月検査予定表、重要部全般検査予定表 都電荒川線 月検査予定表、重要部全般検査予定表 日暮里・舎人ライナー 月検査予定表、重要部全般検査予定表	12	1															交通局車両電気部車両課